まちを守る消防団員を募集

あなたの力がすそのを支える

会社員や自営業の人などが活躍している消防団は、 いざというときに消防署員と力を合わせて消火活動や 救助活動などを行う頼りになる身近な存在です。市で は、団本部・女性消防、東・西・深良・富岡・須山分 団が活動しています。一緒に大切なまちを守りません か。

消防団員は特別職の非常勤公務員 —

消防団員は、普段は他の仕事をしていたり学校に 通っていたりする特別職の非常勤公務員です。現在、 市では男性181人、女性7人の団員が活動しています。 市内に住んでいるか通勤している18歳以上の健康な 人は、男女問わずどなたでも入団できます。

消防団の活動内容 -

災害時の活動/消火活動、水防活動、救助・救出活動、 消防隊員などの後方支援活動、避難誘導などを行い

平常時の活動/災害に備えた訓練、防災啓発活動、高 齢者住宅の防火訪問、応急手当指導などを行います。

入団後の処遇(報酬の支給、公務災害補償など)-

報酬・手当の支給/年間一定の報酬(数万円程度)が 支給されます。災害で出動した場合や訓練を行った 場合などには、出動手当(1回1,500円)が支給さ れます。

公務災害補償/消防団として活動中に負傷した場合は、 治療費用などが補償されます。

退職報償金の支給/消防団を退団した場合は、勤務年 数に応じて退職報償金が支払われます。

入団するには -

入団を希望する人は、近くの消防団員か危機管理課

へ連絡してください。 消防庁の消防団オフィ

シャルウェブサイト





☎危機管理課 995-1817

遺言•相続登記無料相談会

市民無料相談会に合わせ合同開催

「遺言・相続登記無料相談会」のお知らせー

令和6年4月1日から、相続登記の義務化が始まる ことをご存じですか。

静岡県司法書士会では、相続登記の義務化に先立ち、 遺言や相続、遺贈などでお悩みの人を対象に無料相談 会を市民無料相談会と合同で開催します。

相談会は無料ですので、お気軽にお越しください。

- 間 12月20日(火) 13時~15時
- 所市役所4階会議室

【同時開催】市民無料相談

各分野の専門家が相談に応じます。申し込みは 不要です。直接会場へお越しください。

- 時 12月20日火 ※受付▶終了時刻の20分前まで
- 丽市役所4階会議室
- - ●資格団体相談/10時~12時

法務局からお知らせー

あなたと家族をつなぐ相続登記

~相続登記・遺産分割を進めましょう~

令和5年4月1日から遺産 分割のルールが変わります。 また、令和6年4月1日から 土地や建物の相続登記の申請 が義務化されます。



相続した自分の権利を大切

にするとともに、次の世代につながる相続登記や遺産 分割のことをしっかり考えてみませんか。

詳しくは、「法務省 所有者不明」で検索!

☎静岡地方法務局 054-254-3555



☎コミュニティ課 995-1874